

自動販売機設置事業者募集要項

千葉県消防局総務部施設課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 入札物件

物件 No.	自販機 No.	設置場所	住所	販売品目	最低価格	月間売上見込数 (R4年販売実績)	
1	1	消防局・中央消防署 1階講堂入口脇奥側	千葉市中央区長洲 1-2-1	食品	1,000	230	
	2	消防局・中央消防署 2階食堂	千葉市中央区長洲 1-2-1	乳製品	1,000	70	
	3	消防局・中央消防署 2階食堂	千葉市中央区長洲 1-2-1	清涼飲料水	1,000	970	
	4	消防局・中央消防署 3階旧食堂入口脇廊下西側	千葉市中央区長洲 1-2-1		1,000	1,270	
	5	消防局・中央消防署 7階食堂	千葉市中央区長洲 1-2-1		1,000	740	
	6	蘇我出張所 3階食堂	千葉市中央区今井 3-30-2		1,000	340	
	7	宮崎出張所 1階階段下	千葉市中央区宮崎 531-62		1,000	500	
	8	臨港出張所 1階食堂	千葉市中央区中央港 1-5-1		1,000	800	
	9	花見川消防署 1階食堂	千葉市花見川区犢橋町 107-2		1,000	880	
	10	幕張出張所 2階食堂	千葉市花見川区幕張町 5-226-1		1,000	400	
	11	稲毛消防署 2階食堂	千葉市稲毛区穴川 4-12-2		1,000	800	
	12	西千葉出張所 2階食堂	千葉市緑稲毛区緑町 1-5-10		1,000	350	
	13	若葉消防署 1階食堂	千葉市若葉区金親町 244-1		1,000	1,200	
	14	桜木出張所 1階食堂	千葉市若葉区加曾利町 1590		1,000	310	
	15	大宮出張所 1階屋内階段脇	千葉市若葉区大宮町 3090-1		1,000	240	
	16	泉出張所 1階食堂	千葉市若葉区中田町 976-6		1,000	360	
	17	殿台出張所 1階食堂	千葉市若葉区殿台町 436-4		1,000	310	
	18	緑消防署 2階食堂	千葉市緑区おゆみ野 3-15-1		1,000	580	
	19	誉田出張所 2階食堂	千葉市緑区誉田町 2-26-1		1,000	370	
	20	越智出張所 2階食堂	千葉市緑区越智町 1701-6		1,000	160	
	21	あすみが丘出張所 2階食堂	千葉市緑区あすみが丘 8-19-9		1,000	560	
	22	美浜消防署 2階食堂	千葉市美浜区真砂 5-15-6		1,000	1,110	
	23	高浜出張所 1庫車裏入口	千葉市美浜区高浜 4-1-5		1,000	400	
	24	打瀬出張所 2階食堂	千葉市美浜区打瀬 1-1		1,000	510	
	25	消防総合センター消防学校学生寮 1階食堂	千葉市緑区平川町 1513-1		1,000	390	
	26	救助救急センター 2階食堂	千葉市美浜区高洲 4-1-16		1,000	200	
	27	生浜出張所 1階食堂脇屋外	千葉市中央区生実町 13		1,000	470	
	28	作新台出張所庁舎西側屋外	千葉市花見川区作新台 1-2-1		1,000	290	
	29	都賀出張所 1階食堂脇屋外	千葉市若葉区都賀の台 2-20-21		1,000	510	
	30	土気出張所 1階食堂脇屋外	千葉市緑区土気町 1299-4		1,000	250	
	31	消防総合センター整備工場 1階玄関脇屋外	千葉市緑区平川町 1513-1		1,000	290	
	32	消防総合センター航空隊庁舎 1階玄関脇屋外	千葉市緑区平川町 1513-1		1,000	70	
2	33	消防局・中央消防署 1階講堂入口脇手前側	千葉市中央区長洲 1-2-1		清涼飲料水	1,000	1,310
	34	臨港出張所 1階食堂	千葉市中央区中央港 1-5-1			1,000	新規
	35	花見川消防署 1階食堂	千葉市花見川区犢橋町 107-2	1,000		新規	
	36	若葉消防署 1階廊下	千葉市若葉区金親町 244-1	1,000		新規	
	37	緑消防署 1階ロビー	千葉市緑区おゆみ野 3-15-1	1,000		500	
	38	消防総合センター消防学校本館 1階ロビー	千葉市緑区平川町 1513-1	1,000		470	
3	39	消防局・中央消防署 3階旧食堂入口脇廊下東側	千葉市中央区長洲 1-2-1	氷菓子・アイス	1,000	新規	

- ※1 物件 No. 1 を落札した者は、物件 No. 2 の入札に参加できません。
- ※2 貸付面積（共通 約 1.8 m²）には、空き缶等回収ボックス、転倒防止板、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。
- ※3 月間売上見込数は参考数値（概算）であり、今後における自動販売機の売上本数を保証するものではありません。

2 日 程

日程は、次のとおりです。

項 目	日 程	
受付期間	令和6年2月14日（水）から2月21日（水）まで	
入札日及び場所	令和6年2月29日（木）消防局4階会議室	
	物件No.1	15：15
	物件No.2	15：30
	物件No.3	15：45
契約の締結期限	令和6年3月12日（火）	

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 自動販売機の設置業務について3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法人市民税又は個人市民税の未納がないこと。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の許可等を有していること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

4 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 貸付期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日とし、更新はできないものとします。

(3) 貸付料等

ア 貸付料

千葉市が設定する最低価格以上で、最高入札価格をもって貸付料（月額）とします。
貸付料は別途発行する納入通知書により年度ごとに指定期日までに納入してください。また、既に納付した貸付料は返還しません。

イ 必要経費等

自動販売機の維持管理に必要とする経費は設置事業者の負担とします。電気料は別途発行する納入通知書により指定期日までに納入してください。

ウ 延滞金

納入通知書により指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

(4) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならないこと。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- ウ 次に示す販売品目、販売価格およびキャッシュレス決済の条件を満たすこと。

自販機No.	販売品目の条件	販売価格	キャッシュレス決済
1	食品（包装された食品として、専用の自販機か、飲料と併売する形式の自販機か問わない。パンや栄養補助食品などのサプリメント、菓子類など多様な構成とするよう努め、販売する商品については、施設管理者と十分協議すること。）	メーカー希望小売価格よりも安くすること。	電子マネー対応とすること。
2	乳飲料及び清涼飲料水（紙パック）	メーカー希望小売価格よりも安くすること。	電子マネー対応とすること。
3~38	清涼飲料水（缶、ペットボトル、ビン ※紙コップ飲料は不可。）	メーカー希望小売価格よりも30円以上安くすること。	電子マネー対応とすること。
39	氷菓子及びアイス	メーカー希望小売価格よりも安くすること。	電子マネー対応とすること。

※いずれも缶、ペットボトル、紙パック、びん等、密閉容器に入ったものとする。

※ペットボトルは環境に配慮した商品とし、プラスチックごみ削減の観点から品目割合を低くすること。

(5) 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

- ア 冷媒及び断熱材発泡剤に、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用していないこと。
- イ 環境配慮設定がなされていること。
- ウ 使用済自動販売機の回収システムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。

(6) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注

意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止など、安全に十分配慮すること

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

オ 設置事業者は、自動販売機の使用電気を計測するための子メーターの設置または交換が必要となる場合は、千葉県消防局総務部施設課と協議の上、設置事業者の負担にて子メーターの設置または交換を行うこと。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了するときは、指定期日までに原状回復してください。

5 入札申込手続

(1) 申込方法

申込受付期間内に、必要な書類を郵送(令和6年2月21日必着)又は持参してください。

なお、郵送の場合は、受付済みの申込書の写しを返信しますので、返信用の切手84円分を同封してください。

申込受付期間 令和6年2月14日(水)～令和6年2月21日(水)

(ただし、上記期間のうち閉庁日を除く、午前9時～正午・午後1時～午後5時)

※ 電話、FAX、Eメール等による受付は行いません。

提出先 〒260-0854

千葉県中央区長洲1-2-1 千葉県消防局総務部施設課施設係 あて

(2) 必要な書類(各1部)

ア 入札参加申込書(物件No.ごとに1部提出してください。)

イ 法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し ※法人の場合

ウ 3-(3)に係る法人市民税又は個人市民税の納税証明書

エ 3-(4)に係る許認可等の許可書等の写し

※ イーウの証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。

6 入札の手続

(1) 入札方法

ア 入札は令和6年2月29日(木)に千葉県消防局4階会議室で行います。

イ 入札書に記載する入札金額は、「**1か月間の貸付料(税抜)の金額**」を記載してください。※1か月間の貸付料は、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した額としますが、自販機No. 27～32の6台については消費税及び地方消費税相当額を加算しません。

ウ 入札書は当日持参してください。郵送による入札は受け付けません。

エ 代理人の方が入札される場合は、委任状が必要になりますので、必要事項を記載し、記名押印してください。

オ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので十分ご注意ください。

(2) 入札時に持参する書類

ア 入札参加申込書の写し

イ 入札書

ウ 委任状 ※代理人の方が、入札される場合

エ 誓約書

※落札者には、別途入札価格における自動販売機毎の積算内訳書をご提出頂きます。

(3) 入札保証金

入札保証金の納付は免除しますが、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合には、(落札額に消費税及び地方消費税を加算した額×契約期間月数)の100分の3の金額を違約金としていただきます。※自販機No. 27～32の6台については消費税及び地方消費税相当額を加算しません。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない事業者の入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (4) 明らかに連合であると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2通以上の代理をした物の入札
- (6) 積算内訳書及び誓約書の提出を求めている入札において、その提出がない入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定等

- (1) 落札者は、最低価格以上をもって有効な入札を行った方のうち最高価格の入札を行った方とします。
- (2) 落札者となるべき方が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
- (3) 入札終了後、契約締結の手続に入ります。
- (4) 二回の入札で落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないときは、地方自治法施行令に基づき、随意契約へ移行することがあります。
- (5) 落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その事実があった日から1年間において、自動販売機設置事業者の募集に関する入札には参加できなくなります。

9 契約保証金

- (1) 本件契約締結と同時に契約保証金として契約金額(6-(1)イにより、算出した

- 1 か月間の貸付料×契約期間月数) の10分の1以上の額を納入してください。
- (2) 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。
 - (3) 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受人(落札者)の請求に基づき利息を付さずに返還します。
 - (4) 借受人(落札者)が本件契約上の義務を履行しないときは、千葉市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は千葉市に帰属することになります。

10 その他

(1) 法令の遵守

自動販売機設置販売、本入札及び契約にあたっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、千葉市契約規則、千葉市公有財産規則等の法令を遵守してください。

(2) 契約期間中の中途解除

契約期間中、借入人の都合により契約を解除する場合、解除日から1年間は、本市が実施する自動販売機設置事業者の募集に関する入札には参加できなくなります。

募集に関する問合せ先

千葉市消防局総務部 施設課 施設係 担当：和田

電話 043-202-1648